第1章 計画の基本的事項

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画の背景

1)地球温暖化と気温の上昇

地球は太陽からのエネルギーを受け、地球を取り巻く大気により平均気温を 14℃ 程度に保っています。本来、太陽からのエネルギーは地表で反射され、赤外線として宇宙に放出されますが、この赤外線を二酸化炭素などの温室効果ガス¹が吸収し赤外線を地表へ再度放射することによって気温は上がります。地球温暖化は、化石燃料の使用などに伴い、この温室効果ガスが増加したことにより進行しており、世界の年平均気温は、様々な変動を繰り返しながら、長期的には 100 年あたり 0.73℃の割合で上昇しています。

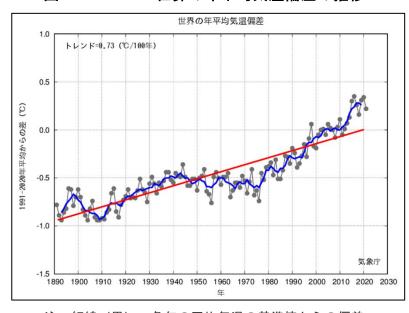


図1-1-1 世界の年平均気温偏差の推移

注 細線(黒):各年の平均気温の基準値からの偏差

太線(青):偏差の5年移動平均値

直線(赤):長期変化傾向

出典) 気象庁

¹ 主な温室効果ガスの種類として、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなどがあります。

2) 気候変動による影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021 年8月には、国連気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第6次評価報告書第1作業部会報告書政策決定者向け要約が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化(極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域における強い熱帯低気圧の割合の増加等)は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、 今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが 予測されています。

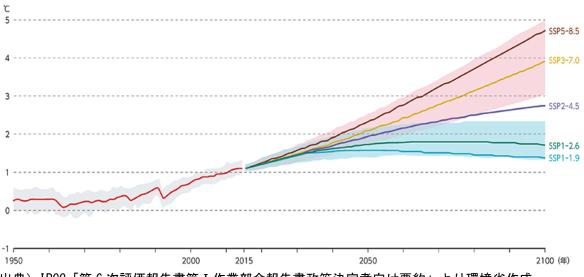


図 1-1-2 1850 年から 1900 年を基準とした世界平均気温の変化

出典)IPCC「第6次評価報告書第I作業部会報告書政策決定者向け要約」より環境省作成

3) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

地球温暖化防止に向けて世界的な関心は高まり、2015 年のフランス・パリで開催されたCOP21(国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議)において「パリ協定」が採択され、世界共通の長期目標として「今世紀末までの世界の平均気温上昇を2℃より低く保つとともに、1.5℃未満に抑える努力をすること」が目標として掲げられました。

さらに、同年 10~11 月に英国・グラスゴーで開かれたCOP26(第 26 回締約国会議)の決定文書では、最新の科学的知見に依拠しつつ、今世紀半ばでの温室効果ガス実質排出ゼロ及びその経過点である 2030 年に向けて野心的な緩和策及び更なる適応策を締約国に求める内容となっています。特にこの 10 年における行動を加速させる必要があることが強調されています。

4) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020年10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下、温暖化対策推進法という)が改正され、2050 年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置づけ、地方公共団体実行計画(区域施策編)に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても地方公共団体実行計画(区域施策編)を策定するよう努めることとされています。

また、気候変動適応については、温室効果ガスの排出削減対策とあわせて取り組む必要があることから、2018 年に、「気候変動適応法」が施行されました。

地方においては、「2050 年二酸化炭素排出量実質ゼロ」を表明する地方公共団体が増加し、2023年2月28日時点で、本市を含め871の地方公共団体が表明しています。

福島県は、2021年2月に「福島県 2050 年カーボンニュートラル」を宣言しました。この目標の実現のために、同年12月に「地球温暖化対策推進計画」を改定し、あらゆる主体が一体となり、県民総ぐるみで地球温暖化対策に取り組んでいくこととしました。あわせて「2040 年再エネ 100%」達成に向け「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン 2021」を策定しています。また 2022 年5月には、県民や事業者が自分事として具体的な取組を実践できるよう「福島県 2050 年カーボンニュートラルロードマップ」を公表しました。

第2節 計画の目的

本市では、2011 年3月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、温室効果ガス排出抑制等のための施策の推進を図る「福島市地球温暖化対策実行計画」(事務事業編・区域施策編)を策定し、総合的かつ計画的に地球温暖化対策を実施するための取組を推進してきました。また 2015 年2月には「福島市再生可能エネルギー導入推進計画」を策定し、市民・事業者・市が一体となって再生可能エネルギーの導入を推進してきました。

本計画では、「福島市地球温暖化対策実行計画」と「福島市再生可能エネルギー導入推進計画」を一体化し、さらに気候変動適応法に基づく気候変動の影響に対する対策を新たに加え、脱炭素社会の実現を目指します。

第3節 計画の位置付け

本計画は、次のとおり位置付けるものとします。

- (1)「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条第3項に規定する「地方公共団体実行計画」
- (2)「気候変動適応法」第12条に規定する「地域気候変動適応計画」
- (3)「福島市総合計画」、「福島市環境基本計画」の個別計画

地球温暖化対策の推進に関する法律 地方自治法 環境基本法 環境基本計画 気候変動適応法 玉 地球温暖化対策計画 エネルギー基本計画 福島県地球温暖化対策推進計画 福島県環境基本条例 福島県環境基本計画 福島県再生可能エネルギー推進ビジョン 福島市環境基本条例 福島市地球温暖化対策実行計画 福島市総合計画 福島市環境基本計画 福島市脱炭素社会実現実行計画 統合(令和3年2月) 福島 令和3年3月等定 令和3年2月第2 福島市再生可能エネルギー導入推進計画 市 福島市一般廃棄物処理基本計画

図1-3-1 計画の位置付け

第4節 計画の対象

1) 対象地域

本市全域を対象とします。

2) 対象物質

排出抑制による削減対象は、エネルギー起源の CO_2 (二酸化炭素)、農業分野からの温室効果ガス(CH_4 (メタン)、 N_2O (一酸化二窒素))、廃棄物からの温室効果ガス(CO_2 、 CH_4 、 N_2O)を対象物質とします。なお、エネルギー起源の CO_2 は、産業部門、家庭部門、業務部門、運輸部門の4部門からの排出を対象とします。また、 CO_2 吸収による削減対象は、森林による CO_2 吸収量とします。

3) 対象範囲

市民、事業者、行政の活動に伴う排出を対象範囲とします。

対 象	部門·分野		
市民	家庭部門 運輸部門(自動車)		
事業者	産業部門(製造業、建設業、農林水産業) 業務部門 運輸部門(自動車、鉄道) 農業分野(耕作、畜産、農業廃棄物)		
行政	廃棄物からの温室効果ガス		

表1-4-1 排出対象別の部門・分野

4) 対象発生源

温室効果ガスの主要な発生源を以下に示します。本計画では、これらを対象発生源とします。

対 象		主な発生源
		製造業における工場・事業場のエネルギー消費に 伴う排出
エネルギー起源 CO ₂ (二酸化炭素)	産業部門 ^{注1}	建設業・鉱業における工場・事業場のエネルギー 消費に伴う排出

表 1 - 4 - 2 部門・分野別発生源

農林水産業におけるエネルギー消費に伴う排出

	家庭部門 ^{注1}	家庭におけるエネルギー消費に伴う排出
	業務部門	事務所・ビル、商業・サービス業施設のほか、他の いずれの部門にも帰属しないエネルギー消費に伴 う排出
	運輸部門 ^{注2}	自動車(市民)における燃料、ガスの消費
		自動車(事業者)・鉄道における燃料、ガス、電気 の消費
非エネルギー起 源CO ₂	廃棄物分野	廃棄物の焼却に伴い発生するCO2
CH ₄ (メタン)	農業分野	耕作、畜産及び農業廃棄物から発生する CH ₄
	廃棄物分野	廃棄物の焼却から発生するCH4
N ₂ O(一酸化二 窒素)	農業分野	耕作、畜産及び農業廃棄物から発生する N ₂ O
	廃棄物分野	廃棄物の焼却から発生するN ₂ O

- 注1 産業部門及び家庭部門における人・物の運搬・輸送に利用したエネルギーからの排出は、運輸部門で計上します。
- 注2 運輸部門における自動車からの排出について、対象は本市内にて市民・事業者が所有する自動車のみであり、市内を通行する貨物車両などについては、データが取得できるまでは考慮しないものとします。

第5節 基準年度、目標年度

国の「地球温暖化対策計画」を踏まえ、本計画の温室効果ガス排出量削減の基準年度 を 2013 年度とし、2050 年度を長期目標、2030 年度を第1期目標年度とします。

第6節 計画の期間

本計画の期間は、2021 年度から 2030 年度までの 10 年間とします。なお、これを長期目標に向けた第1期計画期間とし、上位計画に合わせ、2025年度に見直します。

その後、2031 年度から 2040 年度を第2期計画期間、2041 年度から 2050 年度を第3期計画期間とし、段階的に取組を進めていきます。

また、環境や社会情勢等の変化に適切に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。